

DAFS 環境情報センター (DAFS-EIC) 便り No.2

DAFS-EIC-002 2018/5/14

いつもお世話になります。DAFS 環境情報センター (DAFS-EIC) からのご案内をお送りいたします。

DAFS-EIC は昨年 10 月に本格的に業務を開始し、具体的なオペレーションに移行しましたが現時点でかなりの実績を上げてきております。開始当初は、JAMP-AIS の受託がメインでしたが現在では chemSHERPA にその主体が変わってきております。両種の標準データ作成は約半年で、2,000 件を超える件数を作成し、契約会員の皆様のお役に立ってまいりましたが、今回の DAFS-EIC 便り No.2 では、通常、会員の皆様が JAMP-AIS、chemSHERPA データを作成する際に特に困っている点に関し、DAFS-EIC での対応内容をご案内致します。また、標準データ作成以外の顧客独自様式への対応に関しても、ご案内いたします。

(I) データ入力・・・スキャナーから取り込んだ画像イメージの成分表も変換可能

成分表の文字をコピー&ペースト出来ない PDF スキャンデータを自動変換ソフトにかけるエクセルデータに変換して、JAMP-AIS、chemSHERPA 等の環境データを作成することが可能 (一部、対応不可の場合等、色々なケースが有りますので是非、ご相談ください。)



半導体の化学物資成分表
(スキャナー取り込みの画像イメージ)



自動変換可能な
エクセルデータ



自動変換ソフト



JAMP-AIS の xml データ

(II) 環境データ作成に関わるコンサルティング

⇒注意事項や、重要箇所記載理由を文書でアドバイス

- 1) メーカー成分表に“法規制(RoHS, REACH など) 対応品”と記載があったとしても、
抵触する可能性がある物質が成分表にあればその旨、報告します。

例 1) RoHS 規制の鉛を含有する可能性のある CAS:65997-17-3、65997-18-4(両方ガラエポ基板の主材)が使用されている場合、その旨報告。

例 2) 無電解めっきを使用している場合、RoHS 規制の鉛、カドミウムを含有している可能性を報告。

例 3) メーカー成分表で、“Green 対応：非適合” と記載しているにも関わらず、対象物質が成分表上に記載が無い場合、メーカー成分表備考欄に「Green 対象物質が含有」と記載している旨を報告。

例 4) 半導体のモールド樹脂や、ダイアタッチ樹脂の含有化学物質が、法規制物質の時、樹脂硬化前の添加剤(プロセスケミカル)であれば、完成品には含有しない事を報告。

- 2) AIS や chemSHERPA 専用材質名の判断理由(曖昧な成分の物)に関しアドバイスします。

例 1) 成分表の部位 “ENIG(electro-nickel immersion gold:電気 Ni,無電解金めっき)” に、
ニッケルと金が記載してある場合

⇒AIS 材質名称：“表面处理”で各ニッケルめっき、金めっきとして報告。

例 2) LCD のボードの主材が、Ligno-cellubse という樹木組成の材料で約 90%含有の場合
⇒AIS 材質名称：“木材”と報告。

(III) 顧客独自様式対応

- 1) 顧客からデータ作成依頼時に送られてくるエクセル等の独自ファイルにデータ入力可能
- 2) 顧客のグリーン調達基準書に記載されている化学物質の確認作業も対応

(IV) その他

現在の料金体系は、標準品、成分表行数の多いモジュール品 (30 行以上) 及び顧客独自方式の 3 種類の対応となっています。
詳しくは、下記にお問い合わせください。

(一社) 日本半導体商社協会

DAFS 環境情報センター TEL : 03-5350-6860

角田 (tsunoda@dafs.or.jp) 古野間 (konoma@dafs.or.jp)

以上